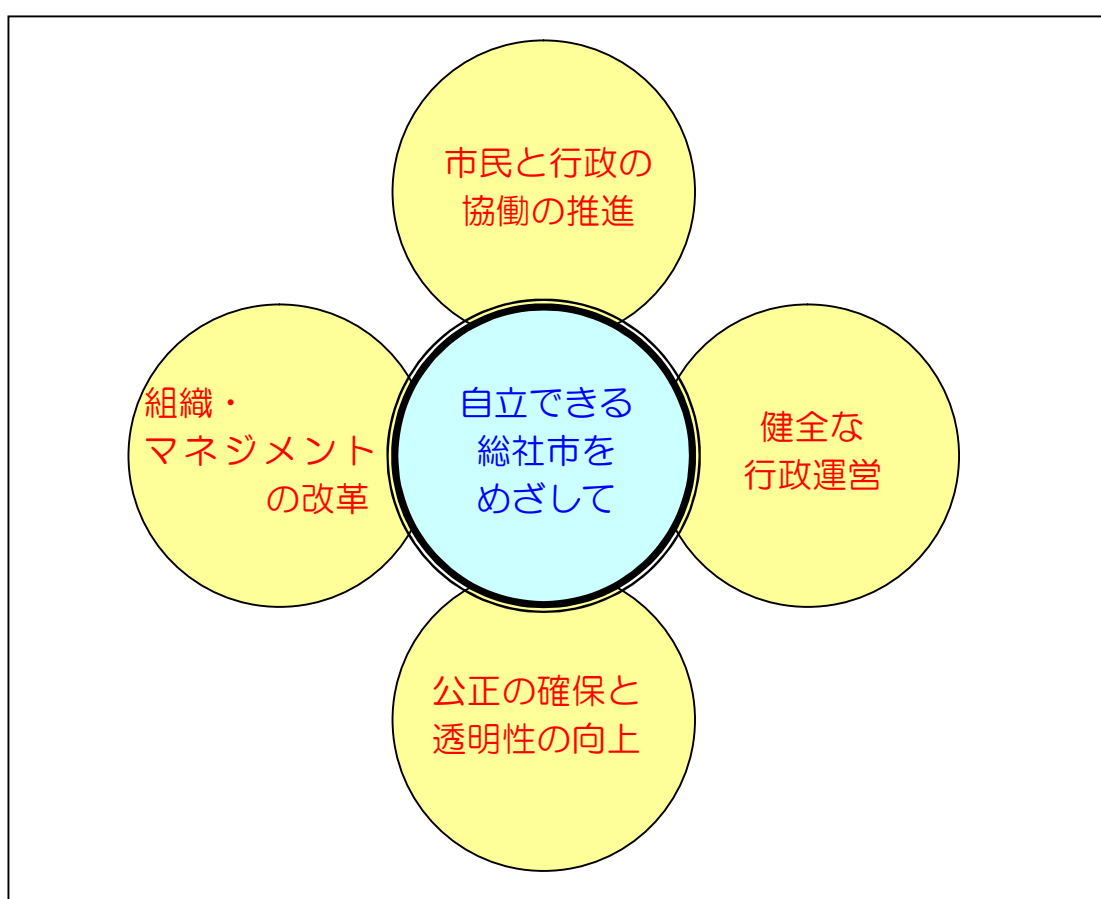


第2次総社市行政改革大綱

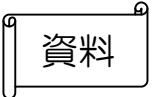
(平成22年度～平成26年度)



平成22年3月

総社市

目次

1	第1次行政改革の検証	1
2	本市の財政状況及び今後の見通し	2
3	現下の情勢と行政改革の必要性	3
4	基本方針	6
5	実施計画	6
6	計画年度と推進体制	7
	総社市における行財政改革の取組状況 (平成17年度から平成21年度)	8

この行政改革大綱は、平成17年度から平成21年度までの総社市行政改革大綱（以下「第1次総社市行政改革大綱」という。）の実施状況を検証し、総社市の現状の分析と見直すべき方向性を明確にし策定しました。

1 第1次行政改革の検証

○第1次の基本方針

平成17年3月22日、総社市、山手村、清音村の1市2村が合併したことにより、充実した行財政基盤やスケールメリットを最大限に活用した新しいまちづくりが望まれました。そのため、国から示された集中改革プランに基づき、本市では、計画期間を平成17年度から21年度までの5年間とする総社市行政改革大綱を策定しました。

その基本方針は、合併を行政改革のスタートと捉え、既存の枠組や従来の発想にとらわれず、市民一人ひとりが住んでよかったと真に実感できるまちを目指すため、市民及び経営感覚の視点による行政改革を進めるものとし、次の10項目を定めました。

この行政改革を実施するにあたり、実施計画を別に定め、可能な限りすべての分野に数値目標を設定し、毎年実施状況を検証し改良するなどの確な進行管理を行うとともに、その実施状況については、広報紙などを通じ公表するものとししました。

行政改革推進上の主要事項としては、

- ①事業の再編・整理、廃止・統合
- ②地方分権に対応した組織・機構の見直し
- ③定員管理及び給与の適正化の推進
- ④人材の育成及び確保
- ⑤行政の情報化の推進等による行政サービスの向上
- ⑥行政の公正の確保と透明性の向上
- ⑦経費の節減合理化等財政の健全化
- ⑧公共施設の管理運営
- ⑨公共工事関係
- ⑩出資法人の見直し

の計10項目を掲げておりました。

○取組状況（詳細は別添資料のとおり）

①事務事業の再編・整理、廃止・統合

(1) 行政の果たすべき役割の明確化

事務事業の棚卸しとしては、平成19年度に事務事業の総点検として取り組み、事務事業の整理、合理化に努めました。平成20年度は各係で1つ以上の事務事業を対象に合理化等による効果を上げることとし、具体的な数値目標を設定して取り組んでおり、平成21年度に検証することとしております。

また、イベント等の見直しでは、毎年実施していた保健福祉大会を隔年実施としたり、男女共同参画地域フォーラムの規模縮小などを行いました。

(2)行政サービスの受益と負担の見直し

使用料・手数料等の見直しでは、戸籍，税に関する証明等の発行手数料，教育施設使用料，上下水道使用料の改正などを行いました。

(3)規制緩和の推進

押印や公印の省略を推進したり，情報公開における開示にかかる日数など事務処理日数の削減を実行し，事務の合理化に努めました。

(4)行政需要・行政課題の把握及び地域協働の推進

ガラス張り公開市長室の開催や主要な計画でのパブリックコメントの実施，自治組織の育成支援のため交通，環境，防犯といったコミュニティ組織等への補助制度の充実，自主防災組織，婦人防火クラブの新規設立のための啓発活動などを行いました。特に，婦人防火クラブは目標の「2組織の設立」に対し，平成22年2月現在で13組織が設立されました。

(5)民間委託等の検討（指定管理者制度の活用を含む。）

民間活力の導入のため35団体（平成22年2月現在）に指定管理者制度を導入しました。また，市長車及び議長車へのリース車の導入，確定申告受付事務における臨時職員の派遣委託を実施しました。

(6)補助金等の整理合理化

各団体への補助金等について見直しを行い，特に平成18年度から20年度においては平成16年度と比較して平均で約21%の削減を行いました。

(7)環境問題に対応した事務事業の推進

ISO14001の継続的な実行を行い，ごみ収集有料化によるごみ減量の推進を行いました。特に家庭系ごみでは，平成20年度に対17年度比21.4%減と目標の平成17年度比20%減を達成しました。

② 地方分権に対応した組織・機構の見直し

毎年，機構改革を検討あるいは実施し，また，各種審議会での女性の登用率の向上にも努めました。

③ 定員管理及び給与の適正化の推進

平成21年4月1日に平成22年4月1日での定員適正化計画の目標数値563人を1年前倒しで達成しました。また，調整手当の廃止や通勤手当の見直し，県内日当の廃止を実施し，「総社市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」の制定により，定員・給与等の状況の公表も実施しました。

④ 人材の育成及び確保

人材の育成のため，平成20年10月から人事考課制度を試行導入しました。

⑤ 行政の情報化の推進等による行政サービスの向上

平成20年度までに業務システムのC/S化を実施し，また，地方税の電子化のため，年金支払報告書を電子データにより授受しました。また，文書管理の推進のため年2回の実地指導を中心としたファイリングシステムの指導を徹底しました。

⑥ 行政の公正の確保と透明性の向上

情報公開の実績報告を広報紙で行い，開示請求書等の様式を市ホームページへ掲載しました。

⑦ 経費の節減合理化等財政の健全化

投資的事業を抑制するため、投資的経費は、平成17年度から20年度までの4年間、平成16年度比で平均約5.7%減額し、市税徴収率の向上のため、滞納整理組合への徴収委託、インターネット公売や差し押さえの実施、総社市滞納金対策本部会議での滞納整理の促進を行いました。また経費の節減という観点から前納報奨金の廃止や標準宅地鑑定評価（固定資産税用）を土地買収用にも利用することとしました。

⑧ 公共施設の管理運営

教育集会所を公民館分館へ移行することにより、分館長、分館主事による施設管理を行うことについて検討しています。

⑨ 公共工事関係

平成20年度から一般競争入札の範囲を土木工事等は6千万円から4千万円に、建築一式工事は1億5千万円から1億円に拡大するなど入札制度の見直しを行いました。

⑩ 出資法人の見直し

出資法人の運営資金に対する補助金の一部を短期貸付にするなど、経営の健全化を促進しました。

○ 実施効果

平成17年度から平成20年度まで毎年度財政効果を上げてきており、平成20年度には約8億4千万円の財政効果がありました。平成16年度と平成20年度の決算額で比較しますと、投資的経費は、約17億4000万円の減、率にして42%の減であり、同様に、事業費にあてる借入金（市債）の額も、約9億800万円の減、率にして約54%の減であり、また、補助金の額についても、約4,500万円の減、率にして約18%の減となっております。さらに、行政改革大綱に併せて策定した定員適正化計画において、平成22年4月1日の目標としていた職員数563人を、1年前倒しの平成21年4月1日に達成したことによる人件費の削減も財政効果の一因となっております。

○ 第2次へ引き継ぐ事項

実施計画の全42項目のうち、新業務システム（C/Sシステム）の構築移行、前納報奨金の見直し、土地鑑定評価の簡素化については、平成21年度までに完了又は完了する予定です。その他の39項目のうち、事務事業の再編・整理、廃止・統合や地方分権に対応した組織・機構の見直しなど継続的に行うべきものについては、そのまま第2次行革大綱に引き継ぐこととし、さらにごみ収集有料化によるごみ減量の推進や婦人防火クラブの設立など数値目標を達成したもの、または補助金等の整理合理化や指定管理者制度の導入のように数値目標の達成にいたらなかったものについては、それぞれの要因を検証した上で新たな数値目標を設定することにします。

2 本市の財政状況及び今後の見通し

○財政状況

本市の主な歳入である市税及び地方交付税の合併後のそれぞれの推移を見ると、市税については、平成20年度までは年々着実に増加していましたが、先の世界的な経済危機の影響により平成21年度は減少に転じており、地方交付税も三位一体改革の影響により、年々減少しています。このため、財源の確保のために、一部基金からの繰入れが必要となっております。

また、歳出においては、いち早く行政改革に取り組んだ効果として、人件費等は減少傾向にありますが、少子高齢化への対応や介護保険制度改革等により、社会保障費は増加傾向にあります。

公債費は、国体関連施設の整備に係る償還が本格化したことからしばらくは高原状態と想定しておりますが、起債事業の精査により、起債残高は着実に減少しているところです。

○今後の財政収支見通し

本市の財政見通しとしては、歳入面では、自主財源の根幹となる市税収入は、国から地方への税源移譲により増加したものの、先の世界的な経済危機の影響による市民税の減収などにより、大きな伸びは期待できません。加えて、地方交付税は三位一体改革や合併特例期間の終了に伴い、大幅な減額となり、自主的、自発的な施策展開ができる一般財源は減少するものと想定されます。

一方、歳出面では、清音神在本線改良事業の橋梁部工事、一般廃棄物最終処分場設置、学校耐震化事業など大型事業が想定されており、投資的経費の増加や少子高齢化に対応した社会保障費の増加等が予想され、「総社市中期財政見通し」においても財源不足が見込まれることから、財政調整基金等を取り崩して予算編成を行う厳しい財政運営がしばらくは続くものと想定しており、市民ニーズの的確な把握とともに、事業の選択と集中による予算執行が必要です。

3 現下の情勢と行政改革の必要性

○社会情勢

平成17年3月22日、総社市、山手村、清音村の1市2村が合併し、新「総社市」が誕生しました。この合併を行政改革のスタートと位置づけ、平成17年度から平成21年度までの5年間行財政全般にわたり聖域なき見直しを実施しています。三位一体改革による地方交付税や補助金の削減による厳しい財政状況のなか、この5年間、事務事業の再編・整理・廃止・統合、定員管理及び給与の適正化、補助金等の整理合理化、公共工事関係のコスト縮減などに取り組んできました。

現在、本格的な地方分権時代を迎え、今まさに、中央集権型の国家から地域主権型社会へ変革しようとしているときであり、従来、国や県が所管していた事務や権限の一部について、住民に身近な存在である市区町村へ移譲されつつあるところです。そのため、総社市を含む基礎自治体には、これから訪れる真の地方分権に対応するため、自己解決力、自己決定力、政策立案能力あるいは国に対する交渉力などの能力と、健全で安定した財政基盤という体力を備えることが求められます。

一方では、少子高齢化、高度情報化の急速な進展や地球温暖化など環境問題に対する関心の高まりなどの社会経済情勢の変化により、総社市を取り巻く環境は、めまぐるしく変革しています。

このような状況のなか、市民の行政サービスへの期待、透明性の向上、安全安心に対する関心はますます高まり、市民は満足度の得られる「質」の高い行政サービスを求め、行政としては多様化・複雑化が進む市民ニーズに応えるべく「質」の高い行政サービスを安定して提供することが必要となります。

「自立できる総社市」を目指し、「量」から「質」へという視点に立ち、行政サービスを提供できる自治体となることが求められます。

○更なる行政改革の必要性

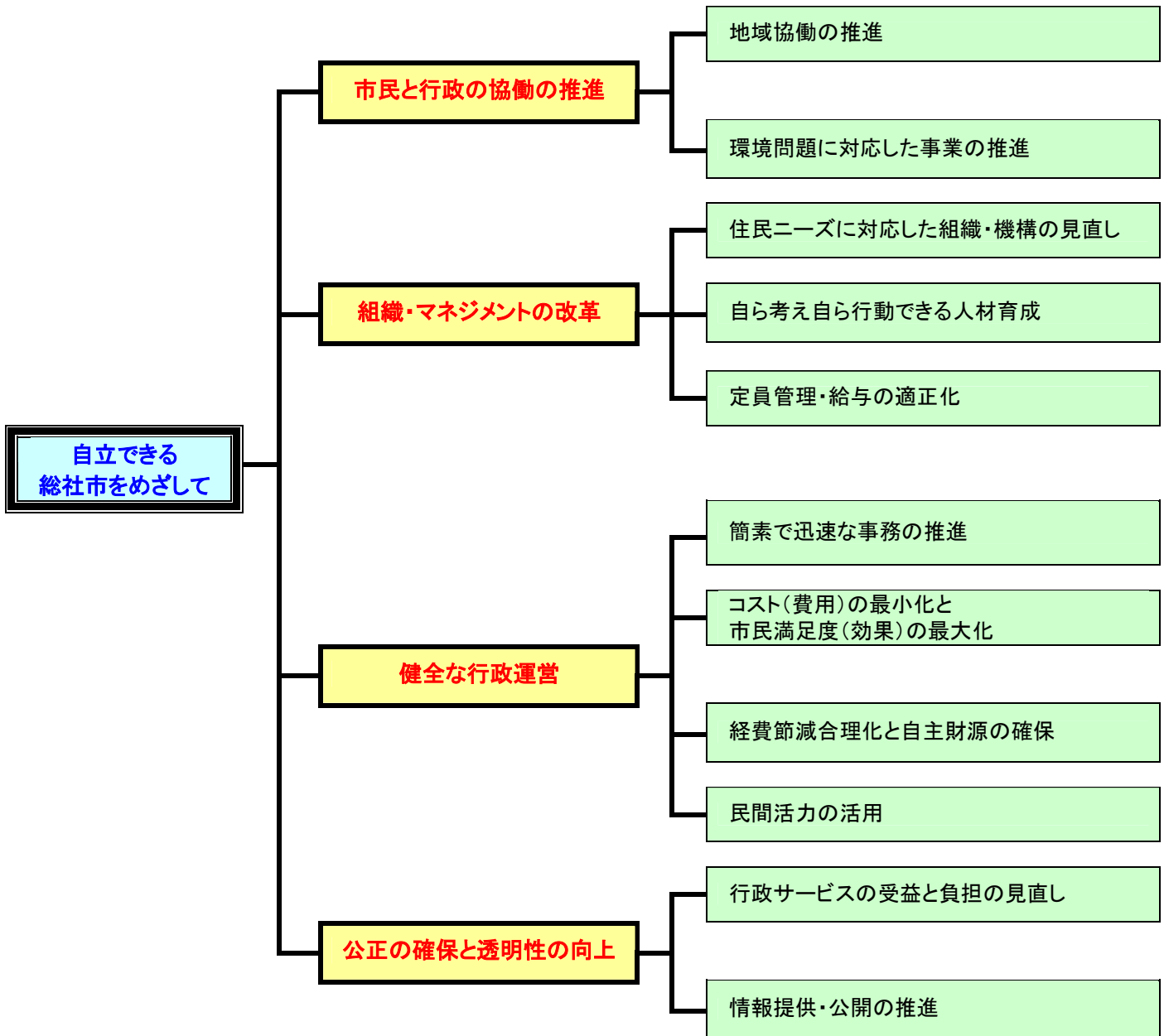
将来にわたり自立できる足腰の強い自治を継続するためには、今一度初心に立ち返り、行政経営の視点から行財政全般に聖域を設けることなくゼロベースで見直すことが必要です。今後も厳しい財政運営が求められているなか、総社市が質の高い行政サービスを提供していくためには、地方自治法第2条第14項に定められている「最小の経費で最大の効果を挙げる」ということを再確認し、行政経営しなければなりません。

職員一人ひとりが市民ニーズを的確に捉え、公共としての役割を見極めたうえで、行財政運営の公正性を確保し、高い透明性のもと、市民への説明責任を果たしながら、市民と行政が同じ目的に向かって政策展開するとともに、協力、連携することで協働のまちづくりを推進することが必要です。

そのため、限られた財源、人員で、市民満足度の得られる「質」の高い行政サービスを提供できるよう、第1次総社市行政改革の歩みを緩めることなく、「自立できる総社市」を目指し、引き続き行政改革を断行することとします。

4 基本方針

第2次総社市行政改革大綱の基本方針は、「自立できる総社市をめざして」を理念に掲げ、「市民と行政の協働の推進」、「組織・マネジメントの改革」、「健全な行政運営」、「公正の確保と透明性の向上」という4つの柱のもと、11の実施方針を定めます。



5 実施計画

上記の方針に基づき、各課から提出された具体的な取組み内容を集約し、「第2次総社市行政改革大綱実施計画」を策定しました。その中で、市民の視点から見た場合、具体的にどのようなことが期待できるのかを考え目標はできるだけ数値化し、5年間の実施項目を定めました。

さらに、実施年度にできるだけ具体的な内容を記載することで、進捗状況の自主的な管理を促し、市民に対する報告・情報公開においても有益なものとなるようにしています。

6 計画年度と推進体制

○計画年度

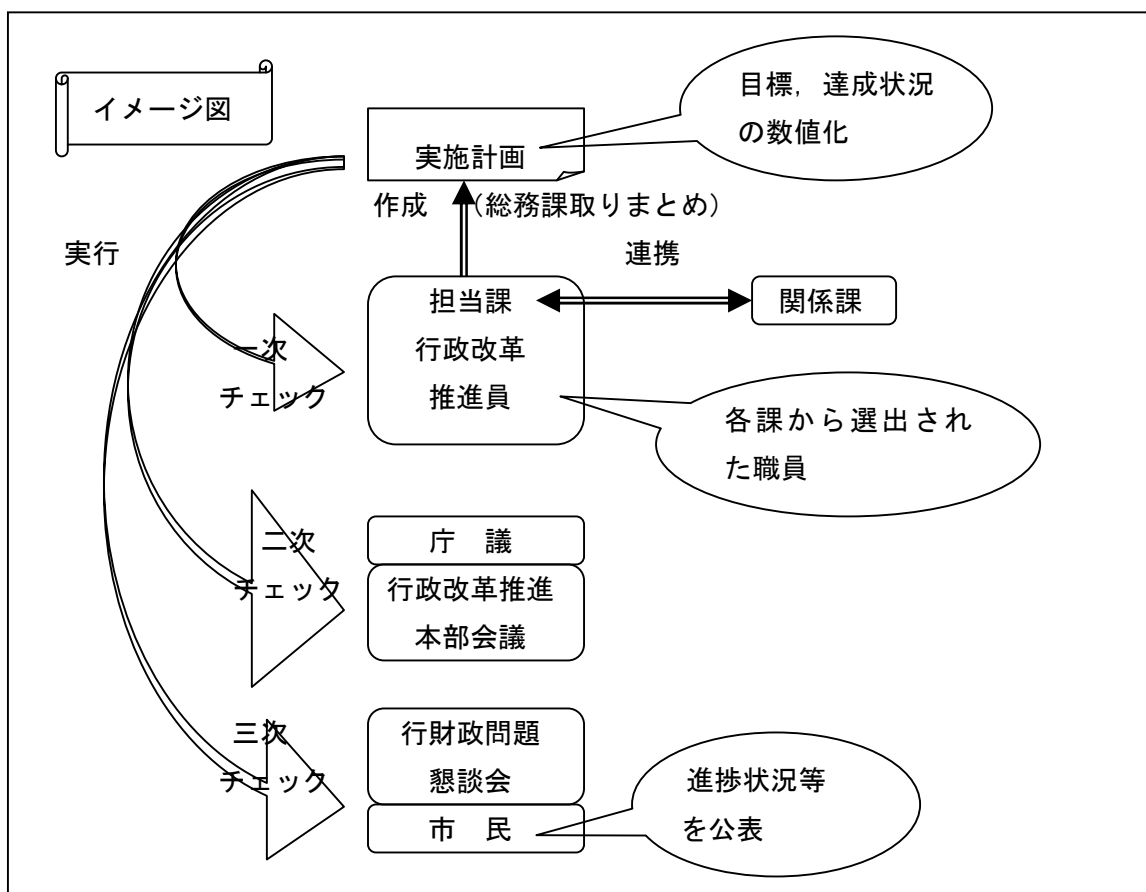
計画年度は平成22年度から26年度までの5年間とします。

○推進（サポート）体制（「行政改革推進員」の配置）

職員数が削減され、かつ業務内容の多様化・高度化が進み担当課と関係課が連携して行う事務も数多く存在する今日において、職員一人ひとりが日々の業務を行いつつ、常に行政改革大綱の実現に向けて高い意識を持ち続けるために、各課から一人「行政改革推進員」を選任し、各課においては推進員を中心として行政改革大綱実施の推進を図ります。具体的には、行政改革大綱実施計画に数値化した目標を設定し、その進行の管理や関係課との調整を行います。

○進行管理（チェック）体制（進行状況の公表）

各課から一人選任された「行政改革推進員」は、各課の目標を設定してその進行状況を管理し、チェック機能を果たし、課長級職員は所属職員への意識付けを行います。また、部長級職員で構成する行政改革推進本部会議や外部の有識者で構成する行財政問題懇談会には定期的に進行状況を報告し、市民には広報紙やホームページを通じ、毎年度進行状況を積極的に公表し、大綱の実現に向けて厳密な進行管理を行います。



資 料

総社市における行財政改革の取組状況 (平成17年度から平成21年度)

総社市における行財政改革の取組状況

- (1) 事務事業の再編・整理、廃止・統合
 ① 市行政の果たすべき役割の明確化

目標達成度
◎ 目標あるいは目標以上に達成することができた。
○ 概ね目標どおりに達成することができた。
△ 目標に向け取り組んだが、十分な成果を上げることができなかった。
× 情勢の変化により、目標に向け取り組むことが困難であった。

No.	措置事項	措置内容	目標の達成度	具体的な取組み等	第2次への引継ぎ事項
①	事務事業の棚卸し	第三者機関を設置し、全ての事務事業の目的や成果、市が行うべきか等を再点検し、事務事業の再編整理を行う。	○	(H18) ・検討 (H19) ・「事務事業の総点検」の実施(497項目のうち、24項目を廃止、残りを変更、継続とした。) (H20) ・部署別数値目標の設定(係単位) (H21) ・前年度部署別数値目標の進捗状況調査と来年度の部署別数値目標の設定(係単位)	引き続き、事務事業の効果の有無を考え、結果について検証しながら、効率的な事務事業の遂行を目指します。
②	各種団体への自主処理・自主運営の要請	各課等で処理している各種団体の事務事業について、各団体において自主処理・自主運営するよう、期限を定めて要請する。	△	(H18) ・神が辻日曜ふれあい市等 (H21) ・農業祭	引き続き、自主処理、自主運営できるよう要請していきます。 第2次実施計画 (3)-①-④
③	イベント等の見直し	事業効果等を考慮し、見直し可能なイベント等については、整理統合、廃止又は縮小(隔年実施等)を行う。	△	(H17) ・保健福祉大会の見直し(毎年実施⇒隔年実施) (H18) ・雪舟サミットへの参加規模の縮減(17人⇒14人) ・男女共同参画地域フォーラムとまちづくり講演会の同時開催 (H19) ・清音地区健康祭の開催場所の見直し (H20) ・男女共同参画地域フォーラムの規模見直し	引き続き、事業効果、市民満足度を考慮しながら、イベント等の見直しをすすめていきます。 第2次実施計画 (3)-①-④


② 行政サービスの受益と負担の見直し



No.	措置事項	措置内容	目標の達成度	具体的な取組み等	第2次への引継ぎ事項
①	使用料・手数料等の見直し	使用料及び手数料等について、受益と負担の公平性を図るため、平成18年度から平成20年度の間、本格的な見直しを行い、適正化を図る。	○	(H18) ・戸籍、税に関する証明等の発行手数料等の改正(H19.4~) (H19) ・教育施設使用料(体育施設を含む。)の改正(H20.4~) (H20) ・上・下水道使用料の改正(H21.4~)	引き続き、受益と負担の公平性を図るため、見直し改正を実施します。 第2次実施計画 (4)-①-①
②	講演会、主催講座等における受益者負担の見直し	講演会、主催講座等における受益者負担の見直しを図る。	○	(H19) ・公民館施設に冷暖房使用料を導入(H20.4~) ・健康診査受診者負担金の一部見直し(〃)	〃

③ 規制緩和の推進




No.	措置事項	措置内容	目標の達成度	具体的な取組み等	第2次への引継ぎ事項																
①	事務処理日数の短縮化	事務の簡素化等により、各種申請等に対する事務処理日数の短縮を図る。		【目標数値】 処理日数を最大7日とする。 ・情報公開手続 条例規定の処理期間 15日 H21平均(60件) 10.6日(12月末現在) (請求者の都合による延期分を除く。)	引き続き、行政手続法に則り、住民サービスの向上のため、事務処理日数の短縮に努めます。																
②	押印省略の推進	各種申請書等への押印について、その必要性を再考した上で、押印の省略を推進し、事務の簡素化を図る。		押印の根拠 <table border="0"> <tr> <td>国・県所管の法令等</td> <td>208</td> <td>左の内 省略可</td> <td>左の内 (単位:件) 廃止済</td> </tr> <tr> <td>市の条例・規則等</td> <td>273</td> <td>⇒ 61</td> <td>⇒ 32</td> </tr> <tr> <td>上記以外(請求書等)</td> <td>85</td> <td>⇒ 44</td> <td>⇒ 27</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>566</td> <td>105</td> <td>59 (H20調査)</td> </tr> </table>	国・県所管の法令等	208	左の内 省略可	左の内 (単位:件) 廃止済	市の条例・規則等	273	⇒ 61	⇒ 32	上記以外(請求書等)	85	⇒ 44	⇒ 27	合計	566	105	59 (H20調査)	引き続き、押印の省略を推進し、事務の簡素化を図ります。 第2次実施計画 (3)-①-③
国・県所管の法令等	208	左の内 省略可	左の内 (単位:件) 廃止済																		
市の条例・規則等	273	⇒ 61	⇒ 32																		
上記以外(請求書等)	85	⇒ 44	⇒ 27																		
合計	566	105	59 (H20調査)																		
③	公印省略の推進	事務の簡素化、迅速化を図る観点から、公印の省略を推進する。		・事務所管課における検討 ・公印主管課による指導	引き続き、公印の省略を推進し、事務の簡素化、迅速化を図ります。																

④ 行政需要・行政課題の把握及び地域協働の推進


No.	措置事項	措置内容	目標の達成度	具体的な取組み等	第2次への引継ぎ事項
①	出前講座(まちづくり市長室)の開催	まちづくり市長室の開催により、市民主役のまちづくり、市民と協働のまちづくりを推進する。		(H17) ・「まちづくり市長室」を1回開催(西阿曾) (H18) ・「まちづくり市長室」を4回開催(秦, 下倉, 北溝手, 三輪) (H19) ・「まちづくり懇談会」を市内19箇所で開催 (H20) ・「ガラス張り公開市長室」を市内20箇所で開催 (H21) ・「ガラス張り公開市長室」を市内6箇所で開催(12月末現在)	引き続き、市民と協働のまちづくりを推進するため、ガラス張り公開市長室を実施し、広く市民の声を聴いていきます。
②	パブリックコメントの実施	パブリックコメントを実施し、重要な施策、計画立案に住民の意見を取り入れる。		(H17) ・総社市行政改革大綱及び実施計画 外1件 (H18) ・総社市総合計画基本構想及び基本計画 外3件 (H19) ・総社市都市計画マスタープラン (H20) ・総社市スポーツ振興基本計画(H20.4.10~H20.4.30) 外4件 (H21) ・農業委員会活動計画(H21) (H21.10.1~H21.10.30)	これまで各課の判断で行っていたパブリックコメントについて統一した要綱を制定し、より有効なものとして実施していきます。 第2次実施計画 (1)-①-④
③	自治組織の育成支援	市民協働によるまちづくりを推進するため、自治組織の充実を図り、その活動を支援する。		(H17) ・自治組織活性化支援事業制度の創設(環境, 防犯) (H18) ・対象事業の追加(自主防災組織) (H19) ・対象事業の追加(交通安全対策) (H20) ・町内会等への補助制度の啓発(文書の送付等) ・コミュニティ組織等への一括補助金制度の検討 (H21) ・7月に「コミュニティ組織等に係る補助金検討委員会」設置	引き続き、「コミュニティ組織等に係る補助金検討委員会」で効果的な自治組織の活動支援について協議し、実施していきます。

④ 自主防災組織の新規設立	災害時における被害の防止・軽減等を図るため、自主防災組織の設立を促進し、地域との連携を図る。		<p>【目標数値】 組織率20%（総世帯数比）</p> <p>(H18) (H19) (H20) (H21) (4/1現在)</p> <p>・組織率 7.9% ⇒ 9.8% ⇒ 13.4% ⇒ 18.1%</p> <p>(H21)</p> <p>・組織率 19.6%（12月末日現在）</p> <p>・3組織（335世帯）新規設立</p>	引き続き、災害時の初期活動での自助・共助の重要性を説明し、自主防災組織の組織率向上を促進していきます。 第2次実施計画 (1)－①－②
⑤ 婦人防火クラブの新規設立	婦人防火クラブの新規設立を促進し、地区内での防災に対する意識向上を図る。		<p>【目標数値】 2団体</p> <p>(H21)</p> <p>・11団体結成（H21.7月） 合計13団体（H22.2月現在）</p>	引き続き、地区内での防災意識の向上を図るため、婦人防火組織の設立を促進していきます。



⑤ 民間委託等の検討（指定管理者制度の活用を含む。）

No.	措置事項	措置内容	目標の達成度	具体的な取組み等	第2次への引継ぎ事項
①	指定管理者制度の活用	行政サービスの向上及び経費の削減を図るため、公の施設の管理運営について見直しを行い、指定管理者制度の活用が適切であると判断された施設について制度を導入する。		<p>【目標数値】 40施設へ指定管理者を導入</p> <p>(H18)</p> <p>・水辺の楽校等18施設へ導入</p> <p>(H19)</p> <p>・総社市介護予防拠点施設やすらぎの家等6施設へ導入</p> <p>(H20)</p> <p>・砂川公園等2施設へ導入</p> <p>(H21)</p> <p>・体育施設（7施設）及び 秦小学校区放課後児童クラブ等2施設へ導入 合計35施設</p>	引き続き、民間活力の導入を検討し、経費の削減と行政サービスの向上のため、指定管理者制度の導入を検討・実施していきます。 第2次実施計画 (3)－④－④
②	事務事業の委託の推進	委託化が可能な事務事業について、民間委託等を推進し、人件費の削減を図る。		<p>(H20)</p> <p>・臨時職員の派遣委託（確定申告受付事務）</p> <p>・水道の開閉栓業務の民間委託</p> <p>(H21)</p> <p>・つどいの広場の運営委託</p>	引き続き、人件費の削減のため、委託費用を調査した上で可能な事務事業について委託を推進していきます。
③	公用車管理のアウトソーシング	市所有の公用車を車両の買い替え時期を待たずに、全車一斉にリース車に転換できるリースバック方式を導入することにより、管理業務の軽減と維持管理費の削減を図る。		<p>(H20)</p> <p>・市長車及び議長車についてメンテナンス付きリースを導入</p>	公用車全車について検討しましたが、軽自動車についてはリース車導入の経済的メリットが小さかったため、限られた車両で実施しました。

⑥ 補助金等の整理合理化

No.	措置事項	措置内容	目標の達成度	具体的な取組み等	第2次への引継ぎ事項
①	補助金等の整理合理化	補助金等について、行政の責任分野、経費負担、行政効果を考慮して整理合理化の見直しを図り、総額の抑制に努める。		<p>【目標数値】 補助金総額40%削減 (平成16年度決算比)</p> <p>基準年度対比</p> <p>(H17) ・△16,780千円(決算額) (△6.4%)</p> <p>(H18) ・△60,681千円(決算額) (△23.3%)</p> <p>(H19) ・△57,283千円(決算額) (△22.0%)</p> <p>(H20) ・△45,463千円(決算額) (△17.5%)</p> <p>(H21) ・△36,879千円(予算額) (△14.2%)</p>	引き続き、補助金の整理合理化を図り、経費の節減に努めます。 第2次実施計画 (3)-③-⑥

⑦ 環境問題に対応した事務事業の推進

No.	措置事項	措置内容	目標の達成度	具体的な取組み等	第2次への引継ぎ事項
①	ISO14001の継続実行	総社市役所での事務事業において、環境に影響を与えている項目を調査し、環境管理システム(環境マネジメントシステム)を作成、そのシステムに従い、引き続き、環境へ配慮した活動を全庁的に促進する。		<p>(H17~H20)</p> <p>ISO基準に基づく管理の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チェックリストによる各職員の取組み、公共工事の環境への配慮に関する調査(四半期ごと) ・内部監査 ・全職員を対象とした研修による指導教育 <p>(H21)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8月に自己宣言し、職員による内部監査実施 	引き続き、ISOの継続的な実行をし、内部監査による職員の環境保全に対する意識向上に努めるとともに、太陽光発電システムの設置推進等地球温暖化防止のため本市ができる施策について検討・実施していきます。 第2次実施計画 (1)-②-①
②	ごみ収集有料化によるごみ減量の推進	ごみ収集を有料化することにより、ごみの減量化を図る。		<p>【目標数値】 ごみ排出量20%減(平成17年度比)</p> <p>(H18)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ収集有料化の実施(H18.4~) H17対比 △14.6% <p>(H19)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭系ごみの量のH17対比 △17.3% <p>(H20)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭系ごみの量のH17対比 △21.4% <p>(H21)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭系ごみの量のH17対比 △17.3%(12月末比較) <p>(内訳) 可燃物 △20.0 % 不燃物 △42.4 % 粗大 +18.6 % 資源 +1.1 %</p>	引き続き、平成17年度比20%以下というごみの減量化目標を維持していきます。 第2次実施計画 (1)-②-②

(2) 地方分権に対応した組織・機構の見直し

No.	措置事項	措置内容	目標の達成度	具体的な取組み等	第2次への引継ぎ事項
①	機構改革の実施	機構改革を実施することにより、少子高齢化等の行政課題に対応するとともに、簡素で効率的な組織機構を目指す。	○	(H18) ・保健福祉部を中心とした機構改革の実施 (H19) ・経済部と建設部の統合等、部制を含めた機構改革の実施 (H20) ・部制の見直し、一部事務機能の移転等の機構改革を検討 (H21) ・部数を4部体制から6部体制へ増加する機構改革を実施	地方分権への対応、社会情勢の変化、市民サービスの向上などを図るべく、機構改革を検討・実施しています。 第2次実施計画 (2)-①-③
②	就学前教育の見直し	就学前教育のあり方について、検討し、幼保の一体化、総合施設化等も含め、見直しを図る。	△	(H21) ・預かり保育の年次の計画の作成	計画に基づき、幼稚園での預かり保育の実施園数を増やしていきます。 第2次実施計画 (2)-①-①
③	各種審議会等の見直し	各種審議会等の必要性、委員数の見直しを図るとともに、男女共同参画を推進するため、女性の登用率の引き上げを図る。	△	【目標数値】 女性登用率40% ・女性登用率の向上 (4月1日現在) (H16) (H17) (H18) (H19) 24.0% → 25.0% → 26.0% → 26.6% (H20) (H21) → 27.7% → 26.6%	これからは、女性登用率に併せて、人数、年齢、兼職等各種審議会の構成員について見直しをすすめています。 第2次実施計画 (1)-①-③

(3) 定員管理及び給与の適正化の推進

No.	措置事項	措置内容	目標の達成度	具体的な取組み等	第2次への引継ぎ事項
①	定員管理の適正化	定員適正化計画の策定による職員数の削減（退職者の1/10の採用にとどめる。）	◎	【目標数値】平成22年4月1日現在 563人 (平成17年4月1日比 △77人) (H17) (18.4.1現在) ・対前年度実績 △25人 (計画達成率 104.2%) (H18) (19.4.1現在) ・対前年度実績 △24人 (" 148.5%) (H19) (20.4.1現在) ・対前年度実績 △12人 (" 132.6%) (H20) (21.4.1現在) ・対前年度実績 △16人 (" 132.8%) H21.4.1日に目標数値563人 (平成17年4月1日比 △77人)を達成。	これまでの定員適正化計画を見直し、これからの地方分権に対応した、住民サービスが低下しない適正な職員数を維持していきます。 第2次実施計画 (2)-③-①

②	各種職員手当の見直し	各種手当等について、その制度の趣旨に照らし適正化に努める。	○	【目標数値】 254,000千円削減 ・調整手当(2%)の廃止(H18.4) ・通勤手当の見直し(H18.4) (2km未満や徒歩通勤者への支給廃止) ・管理職手当、特殊勤務手当、年末年始業務手当の見直し(H19.4) ・技能労務職給料の見直し	今後も見直し、適正化に努めます。
③	県内日当の廃止	議員及び非常勤特別職の職員に対し、支払っている公用車使用時の県内日帰り日当について廃止する。	◎	【目標数値】 4,000千円削減 ・公用車使用時の県内日帰り日当の全廃(H18.4)	平成18年度に廃止を完了しました。
④	定員・給与等の状況の公表	人事行政運営等の状況の公表に関する条例を制定し、定員・給与の状況について公表を行う。	◎	・「総社市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」の制定(H18.3~) ・広報紙、ホームページでの公表	今後も開かれた行政を目指すため、公表を続けていきます。
⑤	福利厚生事業の点検・見直し	職員の福利厚生事業の内容について見直し、適正化を図る。	○	(H18) ・登録クラブへの助成廃止 ・福利厚生奨励金の支給廃止	廃止可能なものは廃止しましたが、今後も福利厚生事業の適正化をすすめていきます。

(4) 人材の育成及び確保

No.	措置事項	措置内容	目標の達成度	具体的な取組み等	第2次への引継ぎ事項
①	人材育成基本方針の活用による職員の資質の向上	「人材育成方針」に基づき、職員の研修等を計画的に行い、より一層の資質向上に努める。	○	・毎年度策定する職員研修実施計画に基づく研修等の実施(H20) ・人事考課制度の試行(H20.10~)	今後は、人事考課制度の本格導入を行っていきます。 第2次実施計画(2)-②-②

(5) 行政の情報化の推進等による行政サービスの向上

No.	措置事項	措置内容	目標の達成度	具体的な取組み等	第2次への引継ぎ事項
①	新業務システム(C/Sシステム)の構築移行	現在の汎用機業務システムをオープン系のC/Sシステムに移行することにより、事務処理の合理化及び効率化を図るとともに、多様化する市民ニーズへの確に対応できるシステムを構築する。(平成20年度運用を目指す。)	○	(H18)~(H20) ・住民基本台帳・あて名等に関する事務からすべての業務システムのC/S化を実施(H21) ・「情報管理室7人(H17)」を「情報システム係3人(H21)」へ	平成20年度にC/S化への移行を完了しました。
②	地方税の電子化(地方税電子申告システムの導入)	納税者の利便性の向上を図るため、まず、住民法人税等(添付資料が不要なもの)について電子申告システムを導入する。	○	(H20) ・年金保険者からの年金支払報告書の電子データによる授受(H21) ・法人市民税、給与支払報告書の電子データによる授受	引き続き、電子申請の拡充を検討するとともに、簡素化、迅速化を図ります。 第2次実施計画(3)-①-③
③	ファイリングシステムによる文書管理の推進	ファイリングシステムによる文書管理(情報管理)の質的向上を継続して行うとともに、情報の一元化及び相互利用を目指す。	○	・内部の専門委員による年2回の実地指導を中心としたファイリングシステムの指導徹底	引き続き、文書管理のシステム向上を図った上で、担当部毎の管理体制を構築していきます。 第2次実施計画(4)-②-②

(6) 行政の公正の確保と透明性の向上


No.	措置事項	措置内容	目標の達成度	具体的な取組み等	第2次への引継ぎ事項
①	情報公開に関する施策の充実	広報紙、ホームページ等による情報提供を一層充実させるなど、積極的かつ総合的な情報公開の推進に努める。また、平成20年にホームページで開示請求ができるよう検討、準備する。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙での実績報告、啓発(H20) ・開示請求書等の様式を市ホームページへ掲載 	<p>今後は、法令上または実務上可能なものはホームページ上に情報公開し、利便性の向上を図ります。</p> <p>第2次実施計画 (4)－②－①</p>

(7) 経費の節減合理化等財政の健全化


No.	措置事項	措置内容	目標の達成度	具体的な取組み等	第2次への引継ぎ事項
①	市税等の徴収率の向上	市税等の滞納整理の着実な実施等による収納率の向上を図り、自主財源の確保に努める。	△	<p>【目標数値】 収納率の3%向上 (市税、公共下水道使用料、保育所保育料、市営住宅使用料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差し押さえ等積極的な法的措置の実施 ・インターネット公売の実施(H18, H19) ・口座振替の推進強化 	<p>早期納付の促進を図るとともに、市民の負担公平性の確保のため、差し押さえ等法的措置を積極的に行い、収納率の維持・向上に努めます。</p> <p>第2次実施計画 (3)－③－⑤</p>
②	前納報奨金の見直し (税務行政の経費の節減)	市県民税の前納報奨金については平成17年度に廃止し、固定資産税・都市計画税の前納報奨金については、段階的に見直し、平成21年度に廃止する。	◎	<p>【目標数値】 35,000千円削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市県民税前納報奨金の廃止 (H17.4) (合併前) (H17) 0.3/100 ⇒ 廃止 ・固定・都市計税の段階的廃止 (H17.4) (合併前) (H17) (H19) (H21) 0.3/100 ⇒ 0.2/100 ⇒ 0.1/100 ⇒ 廃止 	<p>市県民税及び固定資産税・都市計画税について前納報奨金は全廃しました。</p>
③	投資的事業の抑制	投資的事業について抑制することにより、公債費の抑制を図る。	○	<p>H16対比(投資的経費に伴う市債発行額)</p> <p>(H17) ・△1,077,400千円(△64.4%)</p> <p>(H18) ・△749,600千円(△44.8%)</p> <p>(H19) ・△1,052,400千円(△62.9%)</p> <p>(H20) ・△908,300千円(△54.3%)</p> <p>(H21) ・△937,900千円(△56.0%)(予算額)</p> <p>起債残高 (H16) (H17) (H18) (H19) (H20) (百万円) 36,104 ⇒ 35,451 ⇒ 35,148 ⇒ 33,617 ⇒ 33,079</p>	<p>引き続き、投資的経費の抑制を図り、起債残高を減少させるよう努めます。</p> <p>第2次実施計画 (3)－③－①</p>
④	臨時職員、嘱託職員の削減	臨時職員及び嘱託職員について、必要最小限のものとする事により、経費の削減を図る。	×	<p>【目標数値】 52,000千円削減</p>	<p>職員数減と事務量とのバランスを保つため臨時職員及び嘱託員を採用したことで、目標どおりの削減はできませんでしたが、これからは見直した定員適正化計画のもとで、必要最小限の採用にすよう努めていきます。</p>

⑤	土地鑑定評価の簡素化	土地買収価格の資料として隔年で行っていた基準地土地鑑定評価について、課税のため行っている鑑定評価等を利用することにより、廃止する。		【目標数値】 3,000千円削減 (H18)(H20) ・標準宅地鑑定評価(固定資産税用)を土地買収用にも利用することにより基準値土地鑑定評価を廃止	平成18年度に基準値土地鑑定評価を廃止しました。
⑥	車両整備更新の見直し	消防車両の整備更新について、車両の機能、走行キロ数及びポンプ性能の劣化等を総合的に判断し、更新時期の見直しを図る。		・車両更新の目安期間の延長	引き続き、消防団等関係機関と協議しながら更新時期の見直しを図り経費の削減に努めていきます。 第2次実施計画 (3)-③-⑪、⑫
⑦	施設維持管理経常経費の削減	施設維持管理経費のうち、光熱水費及び燃料費並びに消耗品費について、使用量の推移を継続監視し、経費の節約に努める。		【目標数値】 16年度決算比 5%減	引き続き、ISOに基づいて経費の節約に努めます。 第2次実施計画 (3)-③-⑦


(8) 公共施設の管理運営

No.	措置事項	措置内容	目標の達成度	具体的な取組み等	第2次への引継ぎ事項
①	教育集会所の管理運営の見直し	教育集会所を公民館分館に移行し、分館長、分館主事が管理運営を行うよう検討する。		(H19) ・地域と協議し、検討事項へ変更 (H20) ・公民館分館体制をとることは難しいため、2館とも職員が館長兼務体制から嘱託館長が管理運営する体制とした。	地域の方々の意向を聞きながら、今後について検討していきます。

(9) 公共工事関係

No.	措置事項	措置内容	目標の達成度	具体的な取組み等	第2次への引継ぎ事項
①	公共工事のコスト削減等	公共工事の入札・契約手続とその運用について、透明性、客観性及び競争性の高いものへと改善に努めるとともに、指名競争入札に関する手続の公平性の確保及び適切なコストの削減についても、さらに、取り組む。		設計額に対する落札率 (H16) (H17) (H18) (H19) (H20) 91.2% ⇒ 88.9% ⇒ 85.5% ⇒ 82.3% ⇒ 85.4% (Δ2.3p) (Δ3.4p) (Δ3.2p) (+3.1p) (H18) ・入札制度の一部見直し (H18.10) (H19) ・一般競争入札の導入 (H19.4) (H20) ・入札制度の一部見直し(一般競争入札の範囲拡大) (H20.4)	設計の工法について見直したり、資源の再利用に努めるなど公共工事のコスト削減に努めていきます。 第2次実施計画 (3)-②-①、 (3)-③-⑥

(10) 出資法人の見直し

No.	措置事項	措置内容	目標の達成度	具体的な取組み等	第2次への引継ぎ事項
①	出資法人の経営健全化等への取組み	出資法人について経営健全化の取組みを行うとともに、事業内容、財務状況について積極的な情報公開を行うことにより、健全経営を確保する。		・土地開発公社経営健全化計画に基づく対策検討会の実施 ・公有地先行取得事業における債務減 (H19) ・市ホームページによる情報公開の実施 (H21) ・土地開発公社への貸付を土地開発基金から行うこととする。 ・出資法人の運営資金に対する補助金の一部を短期貸付へ変更	今後も出資法人の経営状況等を把握しながら適正な補助金額、貸付金額等を検討していきます。 第2次実施計画 (3)-③-⑥